

2019年9月定例県議会 代表質問

2019年9月10日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。日本共産党県議団を代表し県政各般について質問します。

7月の参院選挙は、全国32全ての一人区で共闘が実り統一候補を擁立し、10の選挙区で政権与党に勝利しました。その結果、改憲勢力が発議に必要な3分の2を割り込み、自民党は単独過半数を割りました。選挙中の世論調査でも、憲法を変える要求はわずか数%に過ぎず、国民は、安倍政権の下での憲法改悪を望んでいないことを示したのです。国民が求めているのは、社会保障の充実、老後安心して暮らせる年金制度にすることなど、暮らしを最優先する政治です。安倍政権は、この参院選挙の結果を真摯に受け止め、国民の願いに応える政治実現に努力すべきです。

外交では、日韓関係の悪化が懸念されています。安倍政権が、徴用工という政治問題を禁じ手である経済問題にしたことが関係を悪化させています。韓国は、福島県産品の放射能検査や汚染水対策でも強化を求めており、本県への影響も大きくなっています。

徴用工問題も慰安婦問題も、日本政府が過去の植民地支配への真摯な反省に立つてこそ解決の道が開かれることを強調しなければなりません。

以上のべた安倍政権の内政外交の問題点を踏まえ、福島の真の復興を進めるためにも、国にしっかり物言う県政が求められることを指摘し、以下質問いたします。

一、原発問題について

7月31日、東電は正式に福島第二原発の廃炉を決定しました。昨年1月、経団連の榊原会長が感情と経済は分けて考えるべきと述べ、第二の廃炉を求める県民を愚弄する発言を行いました。県内原発10基廃炉を求める8年にわたるオール福島県民の世論と運動が廃炉を決定させる力となりました。

東電は廃炉決定に伴い、建屋内の使用済み核燃料の保管は、暫定的に敷地内に乾式貯蔵施設を設置する方針を県と立地町に示し、受け入れられた形になりました。高レベル核廃棄物の保管と処理は立地町のみならず県民の大きな関心事です。

県は、東京電力からの福島第二原発の使用済み燃料の乾式貯蔵施設設置の申入れにどのように対応したのか伺います。

原発から出る核廃棄物の最終処分は、原発を推進するエネルギー政策の最大のアキレス腱、原発がトイレ無きマンションと言われるゆえんもここに 있습니다。核廃棄物の処分は原発を推進する国の責任で解決すべき問題なのです。

福島第二原発の廃炉に伴う使用済み燃料の取扱いについて、国の責任を明確にするよう求め

るべきと思いますが、知事の考えをお尋ねいたします。

長期にわたる県内原発の廃炉事業を進めるためには、安全性の確保、技術の継承と開発、作業員の安定確保が不可欠ですが、一つの企業が同時に 10 基の原発廃炉作業を行うのは世界でも前例がなく、想像を超える困難を伴うことは必至です。

現在行われている第一原発の廃炉作業でも、トラブルが続き、安全よりも利益を優先する東電任せで良いのかが問われます。廃炉事業を国家プロジェクトと位置付け、作業員を公務員に準じた身分保障を行うならば、現在の多重下請構造による劣悪な雇用環境から、良質な安定した雇用が確保され、地域経済を潤すことにもなります。

県内原発の廃炉について、安全性と安定した雇用を確保するため、国家プロジェクトに位置付け自らの責任で進めるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

東電は第二原発廃炉に要する経費は 2,800 億円と試算、40 年かかると述べました。事故を起こした第一原発廃炉には 40 年、現段階で分かるだけでも 21.5 兆円の処理経費を見込んでいます。加えて、柏崎刈羽原発 6・7 号機の再稼働を進めるため、地盤改良などの安全対策に 1.6 兆円の経費が見込まれるなど、原発がいかに高い電力であるかは明白であるにもかかわらず、賠償を渋り加害責任を放棄する一方で、柏崎刈羽原発の再稼働、東通原発建設を推進することは許されません。

県は、東京電力柏崎刈羽原発の再稼働に反対し、県内原発 10 基の廃炉を安全かつ確実に行うよう求めるべきと思いますが、考えを伺います。

原発ゼロ基本法案では、廃炉にあたっては立地自治体への財政措置を国の責任で行うことを規定しています。

福島第二原発の立地町に交付されている電源立地地域対策交付金に代わる財政措置を福島第一原発と同様に国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

福島第一原発の汚染水の処理をめぐり、国の小委員会はタンクでの貯蔵継続を含め検討していますが、更田規制委員会委員長は、改めて薄めて海に流す方法を検討すべきと述べました。与党提言も汚染水の処理方法を早期に決めよと迫っています。これは、放射能で海を汚すなという県民、国民の願いに背き、福島県の漁業再開の障害ともなるものであり、認められません。

処理済汚染水の 85%は基準値を超える放射性核種が残っており、単なるトリチウムだけを含む処理水ではないことも明瞭です。

トリチウム等を含む処理水について、海洋放出せずタンクでの貯蔵を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

8 月、避難地域を視察した復興大臣は、除染で出た土壌の再生利用推進に改めて意欲を示

しました。

県民や国民の合意がない除去土壌の再生利用を認めるべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

二、被災者、避難者、自治体支援について

8月28日、共産党国会議員団の福島チームが現地調査を実施、県議団も同行しました。今回は、大部分が帰還困難区域の大熊、双葉両町を訪問し要望を伺いました。

8月5日に出された与党第8次提言への戸惑いが窺えます。復興庁が事実上存続されるのは評価しつつ、避難区域の復興に係る諸施策は、市町村の意見を踏まえて行うとし市町村に責任転嫁したかのような記述に、国が責任を持つべきとの強い要望が寄せられ、人口が戻らずまちづくりへの苦悩が続くもとで、国の責任ある対応を求めていることが良く分かりました。

来年実施される国勢調査への対応では、前回調査から5年経っても避難自治体の居住率が7月末で26.5%と事故の前の4分の1に留まり、基本的な課題は変わらないことから、前回と同様の措置を求めています。

来年の国勢調査を前に、普通交付税算定の特例措置の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難自治体住民の税の減免、医療、介護等にかかる保険料、利用料の免除措置の継続を求める要望も切実です。

被災地に対する固定資産税の特例措置の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、避難市町村が税を減免した場合の減収補填の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

併せて、国保税、介護保険料等の減免について、復興期間終了後の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

帰還困難区域が9割以上を占める両町は、特定復興再生拠点区域を軸にしたまちづくりを進めていますが、その該当面積は町全体の僅か1割程度に過ぎないため、この拡大が要望となっていました。除染と一体となるため、国は費用対効果を理由に町の要求になかなか応じようとしていないと言います。

帰還困難区域に住んでいた方から、帰還できるよう除染して避難指示解除して欲しいとの要望があります。

そこで、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域拡大のための具体的方針を示すよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

世界的にも前例の無い原発事故に見舞われた本県は、行政事務でも初めての事業が多くあ

り、混乱と困難が自治体職員にのしかかりました。総務省は、国の保存すべき原発事故関連書類の基準を示していますが、自治体に求めている訳ではありません。自治体によって保存すべき文書の捉え方も異なります。

そこで、東日本大震災等に関連する文書を後世に残し教訓とするため、保存すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は8月5日の復興推進本部会議で、2020年4月以降の仮設借り上げ住宅無償提供の延長を、原則大熊、双葉両町全域とし、帰還困難区域を含めた他の地域は特定延長のみを認める方針を決定しました。避難指示解除が全く見通せない帰還困難区域の避難者を含めて、来年3月末の住まいの無償提供打ち切りは、全国でも衝撃的に受け止められ、福島県に対する批判も多く寄せられています。

帰還困難区域は他の避難地域と比較すると、生活再建が比較的早く進んだといわれてきました。その中で、現在まで新たな住まいを確保できない世帯は、困難を抱えた要支援世帯とみるべきです。

先日、浪江町津島から福島市に避難している高齢者世帯から、来年3月末で借り上げ住宅が打ち切られることに戸惑っており、話を聞いてほしいとの要望がありました。避難指示も解除されないのになぜ住宅支援の打ち切りなのか、間もなく80歳を迎える年になり、人生の最後は自宅で迎えたいとずっと考えていた。除染して戻れるようにしてほしい、それができるようになるまで住宅提供は当然ではないのかと訴えられました。

原発事故から8年過ぎてなお、帰還困難区域で住まいを再建していない世帯は、再建が困難な世帯か、自宅に戻りたい強い要求を持っている世帯です。大熊町、双葉町以外の帰還困難区域からの避難者に対し、来年4月以降も応急仮設住宅の供与を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

今議会には国家公務員宿舎に避難している自主避難者のうち未契約者に対して、立ち退きの裁判を起こす議案が提案されました。調停不成立がその理由です。提訴を検討している世帯の中には、長期の避難で健康を損なっている方もいるのではと懸念されます。

そこで、県は、国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付に係る契約等を求める調停が不成立となり、提訴を検討している世帯の健康状態を確認しているのか伺います。

また、国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付に係る契約等を求める調停が不成立となった理由をお示してください。

原発事故さえなければ起き得なかった長期避難生活について、県は避難者を支援すべきであり追い出すことは止めるべきです。財務省は、5月に行った共産党の政府交渉でも、法的手段をとることは考えていないと述べ、あくまで県の考え方だという立場を示したのです。

県は、全ての被災県民により添う立場をとるべきと考えます。

そこで、国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付に係る契約等を求める調停が不成立となった世帯に対し、提訴をやめるべきと思いますが、県の考えを伺います。

賠償については 東電は ADR の集団申立に対する和解案をあくまで拒否する姿勢を変えていません。一方、個別の再協議により和解に応じる事例も生まれています。直近では広野町の集団申立について 110 件のうち 90 件について和解に応じたと報じられました。原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例を水平展開するため、和解事例を類型化して中間指針を見直すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

この間、農業被害の賠償がようやく支払われた方が、商工業の賠償に移行すると東電から告げられ、5,500 万円の賠償金返還を求められる事例がありました。被害額は同じなのに、賠償方法の違いで支払われる賠償金が異なるのはおかしな話です。2 倍相当の将来分を賠償する商工業者は、終息の方向だからと勝手に東電が判断しているとしか考えられません。

東電報告では、商工業者の 2 倍相当の将来分賠償後の追加賠償請求は、5 月時点で約 900 件、和解に応じたのはわずかに 14 件に過ぎません。

商工業等の営業損害に係る追加賠償の合意状況を踏まえ、被害に見合う賠償を誠実に行うよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

原発事故に係る賠償請求の時効は特例措置で延長されましたが、その 10 年を間もなく迎えます。原子力損害賠償の消滅時効について、未請求者や被害継続の状況を考慮し、更なる延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

三、教育行政について

県立高校統廃合を柱とする県立高等学校改革懇談会が 25 回開催されました。県立高等学校改革懇談会においてどのような意見が出されたのかお尋ねいたします。

懇談会の参加者からは、県教委の姿勢について、高校統廃合が先にありきで地域や学校関係者の意見を聞く耳を持たないと、厳しい批判が起きています。何のための懇談会だったのでしょうか。一応意見は聞きましたとするアリバイ作りではないかとの批判は免れません。

そこで、県立高等学校改革懇談会において統廃合の再編整備等の理解が得られた学校について伺います。

保原高校に併設されている定時制高校は、私の母校である福島中央高校に統合され廃止される計画です。定時制高校には昼間の一般高校に通えなくなった生徒や、義務教育の段階から不登校になった生徒など、困難を抱えながらも学ぶ機会を求めて入学してきた生徒が多数です。同時に経済的理由から働きながら学ぶ生徒もいます。夕間部になれば、通学できずに高校を諦めざるを得なくなる生徒が出てくるとして、存続を求める意見が懇談会でも出され

たと聞きました。

そこで、保原高等学校の定時制は存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

また、懇談会で出された意見を真摯に受け止めるべきだと思います。そこで、県立高等学校改革前期実施計画を見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

小規模な高校であっても地域の文化拠点であり地域住民の心の拠り所ともなっています。教育・子育て環境の悪化が人口減少と地域の衰退を招くことは必至です。

このため、地域の核となる小規模な高校を統廃合する再編整備は行うべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

学校給食の保護者負担に助成を行う市町村は今年度も増えて 32 と過半数を超えて広がっています。ここまで拡大したことを踏まえるなら、市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

国は来年度から給付型奨学金制度を本格導入しますが、その対象は全学生の 1 割くらいに留まります。県は、若者の学ぶ権利の保障と、福島に留まる、または戻りたくなる温かい福島をつくるべきだと思います。

そこで、大学生及び専門学校生を対象とした県独自の給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

四、幼児教育・保育の無償化について

本年 10 月から、3 歳児以上の幼児教育・保育の無償化がスタートします。保育料は無償ですが、副食費は月 4,500 円を目安に徴収されるため、保護者負担がゼロにはなりません。須賀川市は食材料費の徴収は行わないことを決めました。

そこで、保育の無償化における食材料費の保護者負担をなくすため、市町村への財政支援を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

保育の質の問題もあります。

本県では現在、国の指導基準を満たさない認可外保育所はないと伺いました。

福島市はこの状況を踏まえて、無償化の条件を定める独自の条例を制定しました。これは、保育の質を確保するという積極的意義を持つと考えます。

そこで、無償化する認可外保育施設の基準を定める条例の制定を市町村に促すべきと思いますが、県の考えを伺います。

併せて、無償化に伴い増大が見込まれる保育需要に対応するため、保育人材の確保対策を

強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、消費税増税の中止等、暮らしを守る施策について

安倍政権は、10月からの消費税増税の方針を変えようとしていません。しかし、8月のGDPもわずかな伸びにとどまり、国民、県民の生活指標は悪化しています。消費税増税が県民生活を一層苦しめ、復興の足かせになることは必至です。参院選挙中、選挙後いずれの世論調査でも消費税増税には反対が過半数を占め、国民の同意は得られていません。

消費税増税は1世帯当たり年8万円の負担増となり、県民生活を脅かし、中小事業者が廃業に追い込まれる懸念があります。

中小事業者は複数税率制やインボイス方式の導入により、商取引から排除されるか、免税業者も課税業者になるか、厳しい選択が迫られることとなり、事業活動に大きな混乱が生じます。

複数税率対応レジの買い替え補助を受けるには、9月末までに申請する必要があります。ポイント還元を行う事業者は全国では7月末時点で24万件と対象店舗の1割程度にすぎません。

県民の暮らしや復興に大きな影響を与える消費税率10%への増税の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

高すぎる国保税の軽減は、全ての加入世帯共通の願いです。全国知事会、市長会は、国保制度の構造的問題だとして、国に公費1兆円の投入を求めてきました。

そこで、1兆円の公費負担増で国保税を引き下げよう、引き続き国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

全国ではせめて子どもに係る均等割は免除しようと、独自の軽減策を取る市町村が広がり、県内でも南相馬市、白河市で子どもに係る均等割を全額免除する制度を始めました。

県内の国保加入の子どもに係る均等割の免除に必要な財源は10億円、県財政の0.1%に過ぎず、やろうと思えばできることです。国保加入の子どもに係る均等割の免除は、子育て支援の一環としても有効だと思います。

そこで、子どもに係る国保税の均等割を全額免除すべきと思いますが、県の考えを伺います。

六、農業について

日本の食料自給率が37%と更に落ち込みました。政府は自給率50%に引き上げを目指していますが、実態は悪化の一途をたどっています。本県は農業を基幹産業に位置づけていますが、カロリーベースの食料自給率は77%と食料輸入県になっています。

大震災と原発事故により打撃を受けた本県農業は未だ回復に至っておらず、厳しい農業経営を強いられているのが現状です。

そこに日米 FTA 交渉により農産物輸入関税撤廃で際限のない自由化が進められれば、県内農業への影響は必至です。

そこで、本県農業を守るため、日米貿易交渉の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今年から国連家族農業年 10 年がスタートしました。世界の流れは農業の規模拡大ではなく、小規模家族農業を守り発展させる方向に向かっているのです。

中山間農地が 3 割以上を占め、規模拡大しにくい日本の農業を守ってきたのは、家族経営型の 2ha に満たない小規模農家の頑張りです。10a 当たりの米収穫量は 561kg と全国 4 位の高い生産性を誇っているのが本県農業です。

兼業農家を含めた家族経営の小規模農家を支援するための対策を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は、新規就農者が連続して 200 人を超えたと述べていますが、国の新規就農者支援策である農業次世代人材投資事業は、親元就農の場合、親と独立した部門経営に取り組むなどの場合に限定すると制約があり、使い勝手が悪く、これでは特産物の産地形成にもつながりません。

福島市は今年度から新規就農者で国の支援対象にならない場合に月 5 万円、最長 2 年間独自の就農支援を行う制度を立ち上げました。

そこで、親元就農を希望する新規就農者が農業次世代人材投資事業の対象とならない場合、県が独自に支援すべきと思うが、県の考えを伺います。

七、再生可能エネルギーについて

原発に依存しない社会、再生可能エネルギー先駆けの地をめざす本県は、再エネ発電量の数値のみを追求するあまり、メガ発電計画が集中するという問題を抱えています。いわき市の風力発電に加え、私の地元福島市では、農地の開拓パイロット事業が失敗した跡地にメガソーラー発電が相次いで計画され、環境と景観破壊、土砂災害の危険が問題になっています。県道高湯線沿線の山を切り開く高湯温泉太陽光発電には、環境アセス手続きの中で、計画の中止を含めた見直しを求める意見が 70 件以上寄せられ、事態を重く見た福島市は市長意見を提出し、住民合意の無いものは認めないことを求めました。

高湯温泉は県内有数の温泉地であり、災害で県道が閉鎖となれば観光にも重大な影響は避けられません。

地域への影響が大きく、住民合意のない大規模な再生可能エネルギー事業の中止を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

先日視察した長野県は、小水力発電の先進地です。アルプスの水を有効活用し、梓川土地改良区は水力発電を行い、土地改良区の維持管理費に充当、農家負担の軽減を図ってしまし

た。国の調査では、福島県の方が小水力発電のポテンシャルはむしろ高いのです。

そこで、市町村や県内事業者を支援し、小水力発電の導入を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

長野県は、再生可能エネルギーは地域共有の財産と捉え、地域主導型を基本に据えて推進しています。共産党は、地域主導型で再生可能エネルギーを推進するための条例制定を繰り返し求め続けてきました。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、環境と共生する地域主導型の観点に立った条例を制定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

八、交通弱者支援について

高齢者の交通事故多発が社会問題化する中で、運転免許証を返還した後の生活が不安だとして、交通弱者への支援策を求める声が高まっています。

福島市は75歳以上の高齢者にバス、飯坂電車の無料パスを発行し大変喜ばれています。一方、バスが利用できない高齢者からは、タクシーへの補助要求があります。

高齢者に対するバス代やタクシー代の補助は、元気高齢者の社会参加を支援する観点からも、重要だと考えます。

県として高齢者等の交通弱者にバスやタクシーの運賃を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員のご質問にお答えいたします。

福島第二原発の使用済燃料についてであります。使用済燃料は、全量を県外に搬出することが大前提であり、福島第一原発の事故前から一貫した本県の基本的な考え方であります。

東京電力の小早川社長も、「使用済燃料の全量を県外に搬出する」と明言しております。また、8月8日の国への緊急要望において、立地町である楢葉町長、富岡町長と共に、世耕経済産業大臣に対して、国及び東京電力の責任において使用済燃料を県外に搬出するよう直接求めたところ、大臣からは「国として着実に進展させたい」との発言があったところであります。

引き続き、使用済燃料の全量を県外に搬出し、安全かつ着実な廃炉を進めるよう、国及び東京電力に対して強く求めてまいります。

次に、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域についてであります。

帰還困難区域の復興・再生のためには、まずは特定復興再生拠点区域の整備について、国、地元自治体や関係機関と連携しながら、除染等による生活環境の再生はもとより、事業再開への取組など、地域の実情に応じ着実に進めていくことが重要であります。

特定復興再生拠点区域外につきましては、政府要望や福島復興再生協議会など、様々な機会を捉えて、政府に対し、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、帰還困難区域全ての避難指示解除について、国が責任を持って対応するよう求めているところであります。

今後も、国、地元自治体等と連携しながら、帰還困難区域の復興・再生に向け、しっかりと取り組んでまいります。

一、原発問題について

危機管理部長

県内原発の廃炉につきましては、安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であります。福島第一原発の廃炉は、前例のない困難な取組であることから、国に対し、自らが前面に立ち、総力を挙げて取り組むよう求めてまいりました。

今後は、福島第二原発の廃炉も進められることから、福島第一原発の廃炉と共に、安全かつ着実な実施はもとより、労働者が安定的に安心して働くことができる環境を整備するよう、引き続き、国及び東京電力に求めてまいります。

次に、トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、現在、国において社会的影響も踏まえた検討が進められており、先月開催された国の小委員会では、公聴会で出された意見を踏まえ、タンクでの貯蔵継続についても議論が行われたところであります。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

企画調整部

福島第二原発の使用済燃料の乾式貯蔵施設につきましては、知事から東京電力の社長に対して、一時保管するための施設であることを確認した上で、施設の設置の必要性については理解する旨を回答したところであり、整備計画が具体化した段階での事前の丁寧な協議を求めています。

次に、東京電力柏崎刈羽原発につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国及び東京電力の責任において検討されるべきものであり、県といたしましては、県内原発の全基廃炉を安全かつ着実に進めるよう、引き続き、国及び東京電力に対して求めてまいります。

次に、電源立地地域対策交付金に代わる財政措置につきましては、8月8日の国への緊急要望において、福島第二原発が廃炉に至った特殊性を踏まえた財政措置を求めたところであり、引き続き、立地町の復興に支障が生じることのないよう、国に対して必要な財政措置を求めてまいります。

生活環境部長

除去土壌の再生利用につきましては、国では、県外最終処分に向け、減容技術の開発や実証事業を進めながら、取り組むこととしております。県といたしましては、安全性の確保はもとより、住民、自治体、さらには国民的な理解が極めて重要であることから、引き続き、国に対して、丁寧に対応するよう求めてまいります。

二、被災者、避難者、自治体支援について

総務部長

普通交付税算定の特例措置の継続につきましては、本年6月に行った国への提案・要望活動において求めているところであり、引き続き、関係市町村と連携して取り組んでまいる考えであります。

次に、被災地に対する固定資産税の特例措置の継続につきましては、関係市町村と連携して国に求めてまいる考えであります。

次に、避難市町村が行う税の減免に対する減収補填の継続につきましては、これまでも県の提案・要望活動を始め、様々な機会を捉えて国に求めているところであり、引き続き、市町村の意向を踏まえ、求めてまいる考えであります。

次に、東日本大震災等に関連する文書につきましては、保存期間を延長するよう各部局に通知し、文書の保存に取り組んでいるところであります。また、市町村に対しては、県の取扱いを情報提供しております。

避難地域復興局長

大熊町、双葉町以外の帰還困難区域からの避難者に対する応急仮設住宅の供与につきましては、復興公営住宅の整備状況等から、富岡町など関係町村の意向も踏まえ、昨年8月に今年度末での終了を決定したものであります。現在、戸別訪問等を通じて、新たな住まいの確保につながるよう支援を行っており、引き続き、関係自治体等と連携を密にしながら、避難者の1日も早い生活再建にしっかりと取り組んでまいります。

次に、国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付に係る契約等を求める調停が不成立となった世帯につきましては、平成29年3月末の応急仮設住宅の供与終了以前から、戸別訪問等

を行ってきたところであり、中には接触が困難であったケースもありましたが、可能な限り住まいの意向や世帯の状況などの把握に努めてきたところでもあります。

次に、国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付に係る契約等を求める調停につきましては、平成 29 年 12 月議会で議決をいただき、これまで話し合いによる解決を目指して、調停の場において契約締結及び賃料相当損害金の支払を求めてまいりましたが、話し合いでの進展の見通しが立たないことから、調停委員会から不成立とされたものであります。

次に、調停が不成立となった世帯に対する提訴につきましては、戸別訪問等によりそれぞれの事情を伺うとともに、希望する地域での新たな住まいの提案などを通じて話し合いによる解決を目指してまいりましたが、調停が不成立となり、今後も話し合いでの解決が困難であることから、訴訟を提起することもやむを得ないとの判断に至ったものであります。

保健福祉部長

国保税、介護保険料等の減免につきましては、復興・創生期間終了後においても現行制度を維持できるよう国の財政支援を引き続き強く要望してまいります。

原子力損害対策担当理事

紛争解決センターの和解事例につきましては、多くの被害者に共通する損害を含む場合は、類型化による中間指針への反映によって公平かつ迅速に賠償がなされるべきであることから、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に指針として示すよう、国及び原子力損害賠償紛争審査会に求めてきたところでもあります。引き続き、被害者への的確な賠償が円滑になされるよう取り組んでまいります。

次に、商工業等の営業損害につきましては、原子力損害対策協議会の活動等を通し、これまで、国及び東京電力に対し、損害がある限り賠償を継続することを繰り返し確認するとともに、事業者からの相談や請求に丁寧かつ誠実に対応し、被害の実態に見合った賠償を柔軟に行うよう強く求めてきたところでもあります。引き続き、事業者の立場に立った賠償が的確になされるよう求めてまいります。

次に、原子力損害賠償の消滅時効につきましては、全ての被害者が賠償請求をすることができるよう、東京電力に対し、未請求者への徹底した周知はもとより、将来にわたり時効を援用しない旨を具体的かつ明確に示すよう要求するとともに、国に対しても指導の強化を求めてまいりました。引き続き、国及び東京電力に対する原子力損害対策協議会の活動等を通し、未請求者の一層の掘り起こしや、時効を援用しない旨の具体的な表明、法制度の更なる見直しを含め、被害者が請求の機会を失うことのないよう必要な対応を求めてまいる考えであります。

三、教育行政について

教育長

県立高等学校改革懇談会で出された意見につきましては、高等学校の再編に関して、教育の充実のためやむを得ないというご意見や、通学距離が遠くなって大変だなどのご意見のほか、学力の向上、地域活動の促進、きめ細かな指導などによる学校の魅力化や、統合校の教育内容を早めに中学生に周知することなど、様々なご意見を頂いているところであります。

次に、再編整備の理解が得られた学校につきましては、令和3年度に予定している小名浜高校といわき海星高校の統合のほか、令和2年度から一学級本校化を予定している川俣高校、猪苗代高校、只見高校の3校及び募集停止を予定している安積高校御館校、修明高校鮫川校の2校であり、これらの学校については、各懇談会において一定の御理解が得られたものと考えております。

次に、保原高校の定時制につきましては、働きながら学ぶ生徒の学習機会の確保という従来の役割が現在では大きく変化していることから、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に対応するため、福島中央高校と統合し、夕間部という新しいタイプの定時制として学びの充実を図ってまいる考えであります。

次に、県立高等学校改革につきましては、県内の中学校卒業生数が急速に減少する中であっても、子どもたちにより良い教育環境を提供していくことが重要であると考えております。このため、県立高等学校改革前期実施計画を策定し、全県的な再編整備案をお示したところであり、高等学校改革懇談会でご意見を頂きながら、社会の変化に対応した教育環境づくりを進めてまいる考えであります。

次に、小規模な高校の再編整備につきましては、生徒の社会性を養うために一定の集団規模の確保が必要であることから、地理的条件等による一部の例外を除き、魅力化を図りながら統合を推進することとしたところであります。今後開催する改革懇談会においても、特色ある教育内容等について丁寧に説明し、ご意見を伺いながら、魅力ある学校づくりに努めていく考えであります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、大学生等を対象とした給付型奨学金制度につきましては、国において、新たに制度の拡充が図られたことから、現在、各県立学校において推薦手続き等を進めているところで

あり、今後とも、生徒の希望する進路の実現に向け、制度の円滑な実施に取り組んでまいります。

四、幼児教育・保育の無償化について

こども未来局長

保育の無償化における食材料費につきましては、10月以降も保護者が負担することとされておりますが、食材料費の負担を免除する範囲は従前より大幅に拡大されております。保育の実施主体は市町村であることから、保育サービスと負担の在り方については、市町村が判断すべきものと考えております。

次に、無償化する認可外保育施設につきましては、指導監督基準を満たさない施設を市町村が条例で除外できることとなっております。県といたしましては、これまでと同様に、県内全ての認可外保育施設が国の基準を満たすよう指導監督を徹底してまいります。

次に、保育人材の確保対策につきましては、県内保育施設への就職に向け、保育士等養成校における就職説明会の開催、潜在保育士に対する再就職支援、中・高校生を対象とした保育現場体験等を実施するとともに、保育人材の定着に向け、就業後の悩み相談や家賃補助等を行い、総合的に事業を展開してまいります。

五、消費税増税の中止等、暮らしを守る施策について

総務部長

消費税の増税につきましては、国において、少子化対策を始めとする社会保障の充実や財政健全化はもとより、地域経済や被災地の状況等にも配慮し、総合的に判断した上で行われるものと考えております。

保健福祉部長

国保に対する公費負担につきましては、今後とも国の責任において財政支援を確実に実施するとともに、国の定率負担割合を引き上げるよう、全国知事会と連携しながら要望してまいります。

次に、子どもに係る国保税の均等割につきましては、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から軽減措置の導入について全国知事会を通して要望しており、今後とも全国知事会と連携して対応してまいります。

六、農業について

農林水産部長

日米貿易交渉につきましては、国に対し、復興の途上にある本県農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう必要な措置を講ずるとともに、交渉内容の丁寧な情報提供を求めているところであります。引き続き、全国知事会等とも連携しながら、適切に対応するよう求めてまいります。

次に、小規模農家につきましては、経営規模2ヘクタール未満の農業経営体が、本県では7割以上を占めており、食料の生産はもとより、農業・農村の有する多面的機能の発揮など、地域の持続的発展に大切な役割を果たしております。このため、個々の農業経営の状況に応じた普及指導や新技術の導入を始め、多様な主体による集落営農や共同活動の推進、地域の特色をいかした園芸産地の育成、地域産業六次化の取組等について、引き続き、支援してまいります。

次に、親元就農を希望する新規就農者への支援につきましては、就農直後のリスク軽減等を図る農業次世代人材投資事業の採択要件の一つに独立・自営就農があることから、引き続き要件緩和も含めた制度の充実を国に働き掛ける一方、当該事業の対象とならない場合であっても、就農計画に沿った経営確立が早期に図られるよう、機械や施設の導入、高品質で安定的な生産技術の習得、販売支援など新規就農者を総合的に支援してまいります。

七、再生可能エネルギーについて

企画調整部長

再生可能エネルギー事業につきましては、森林法や農地法などの関係法令の遵守に加え、国のガイドラインに基づき、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に配慮して事業を実施することが求められております。引き続き、事業者に対して、必要な助言、指導を行い、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

次に、小水力発電につきましては、安定した電源として重要であることから、設備導入のみならず、新規事業化に向けた事業可能性調査を支援しており、昨年度末の本県の導入状況は、39か所、設備容量で17メガワットとなっております。引き続き、市町村や県内事業者を支援し、小水力発電の更なる導入を進めてまいります。

次に、地域主導型の再生可能エネルギーの導入につきましては、地域が主役となった事業を推し進め、地域の活性化につなげることが重要であります。そのため、アクションプランに基づき、地域の企業等による導入促進や、事業収益の一部を地域貢献に充当する仕組み等により、地域主導型の再生可能エネルギーの更なる推進に取り組んでまいります。

八、交通弱者支援について

生活環境部長

高齢者等の交通弱者に対するバスやタクシーの運賃補助につきましては、バス事業者において、独自に高齢者向けの割引制度を実施しているところであり、県では、乗合バス路線等を維持するための事業者等への補助や、高齢者等の移動手段を確保するため、一般のタクシーを活用した実証事業に取り組む市町村を支援しております。引き続き、市町村や交通事業者と連携し、高齢者等の交通弱者を支援してまいります。

【再質問】

宮本県議

再質問いたします。

最初に知事に使用済み核燃料について伺いたいと思います。

知事は使用済み核燃料の県外搬出を求め、東電も国もそれに応じたというふうにお答えされました。問題は、県外搬出はどこに持って行くのかという、その見通しが現時点で立っているわけではありません。これはある意味中間貯蔵施設と同じ問題だと思います。30年間で保管するけれど、30年以内にどこか他に持って行ってくださいというのと同じです。

ではどこにするのかという問題が曖昧にされたままに、県外搬出のみを迫っても、県民はやっぱり納得できないと思います。原発の使用済み燃料の最終処分という問題は、原発政策を推進してきた国が責任をもって決めるべき事項ですけれど、それを先送りしたまま、全国の原発を再稼働させているという今の国の無責任こそ問題だと思います。

県は最終処分場を含めて、国の責任を求める必要があると考えますが、知事はそこまで求めているのかどうか、現時点での知事の認識を伺いたいと思います。

避難地域復興局長に伺います。

自主避難者の国家公務員のセーフティネット住宅立ち退きを求める裁判の提訴についてであります。

私は5世帯について、健康状態について確認をしたのですかと伺いましたけれど、それについての明快な答弁はありません。問題なしと判断できる状況なのかどうかをどういうふうの確認をし、判断をするのか、この点が実は大変気になります。

この5人の避難者は、もともと県とセーフティネット住宅の契約を交わしていませんから、法的には家賃が発生していないわけで、県には請求権がないという専門家の指摘もあります。これは原告不適格性が裁判でも問われることになると思います。そもそも避難者に立ち退きを求めることが県の仕事なのかという疑問があります。

この5人の中には、長期の避難により精神的な疾患を抱えているという世帯もいるというふうには私は伺っておりますので、それを承知で裁判を起こすとなれば、これはもう人道的に許されないことだと思います。

最後の一人まで支援すると言ってきた県が、最後の一人まで追い出す県になってしまっているのか。これがいま問われているということを厳しく指摘をしたいと思います。

この点も踏まえて、改めて確認をしたのかどうかも含めて、県の認識を伺いたいと思います。もう私はやめるしかないということを改めて指摘するものですが、復興局長の見解を伺います。

それから危機管理部長に汚染水の対策について再質問いたします。

昨日、原田環境大臣が「原発の汚染水は海洋放出しかない」と述べて、県民の反発が広がっています。現職の大臣の発言でありまして、安倍政権の姿勢の反映と見るべきだと思います。

県漁連を始め県民の反発が大きくなっています。県は改めて抗議すべきだと思います。国の関係機関から相次いで汚染水の海洋放出発言があるわけですけれど、県は改めてタンクでの保管を強く求めるべきと思いますが、再度、部長の見解を伺いたいと思います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

使用済み燃料についての県の基本的な考え方は、全量を県外に排出することであり、福島第一原発の事故前からの大前提であります。使用済み燃料の取り扱いについては、国のエネルギー政策上の重要課題であると認識をしており、引き続き、使用済み燃料の県外搬出が国及び東京電力の責任において確実に進められるよう強く訴えて参ります。

危機管理部長

トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、現在国において社会的影響も踏まえた検討が進められているところであります。政府として、今後、小委員会での議論を踏まえ、方針を決定する考えであるというふうにお聞きをしております。県といたしましては、引き続き、国に対し環境や風評への影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明しながら、慎重に検討を進めるよう求めて参ります。

避難地域復興局長

再質問にお答えいたします。

提訴を検討しています世帯の健康状況につきましては、供与終了以前から戸別訪問等によりまして、住まいの移行や終了、それから健康などにつきましても把握に努めてきたところであり、保健福祉的な支援が必要な方には、避難先自治体の福祉部門など、専門機関と連携を図りながら支援を続けてきたところであります。また提訴につきましては、戸別訪問はもとより、電話、文書等による連絡など接触を試み、十分な丁寧な対応に努めて参りました。その後の調停におきましても、数回にわたり話し合いを行ってきたところでありますが、進展の見通しが立たず、今後も話し合いでの解決は困難であることから、やむを得ず提訴の判断に至ったものでございます。

【再々質問】

宮本県議

再々生質問いたします。

知事に再度、使用済み燃料の問題について確認をしておきたいと思うんですけど、要するに知事が求めているのは、国の責任で県外に持って行ってくださいということですよ。ただ中間貯蔵施設もそうですけれど、最終的にどうするのかという問題がしっかり示されていかなければ、県民はやっぱり福島県が最終処分場になっていくのかなという、この不安を払拭することはできません。ですから、しっかり最終処分のあり方も含めて、国が責任をもって取り組むということまでしっかり求めていかないと、県民にとっては安心できない。最終処分の方向も見えてこないという関係になると思いますので、そこはしっかり福島県としては求めていくべきだと思います。

この点について再度、知事の認識を伺いたいと思います。

それから避難地域復興局長に、今の答弁についてですけど、私は提訴する5世帯の状況をどうも正確に把握していないのではないかというふうに思われます。

2年前の12月議会で、調停が議案として出されてきました。それが議決されたということで調停になったわけですけど、この世帯の中にはですね、調停になったことで健康状態が悪化してきているというような報告も実は頂いております。それが裁判ということになれば、更に健康悪化に拍車をかけることにもなりかねません。そういうことでいいのかどうか、ということを私は伺っております。

ですから、改めてしっかり確認をして、そしてそれが懸念されるようであれば、やめるべきだというふうに思いますので、改めて局長の見解を伺いたいと思います。

それから教育長に伺います。

25回の地域懇談会を開いてきたということですけども、先ほどの答弁の中では、川俣高校も一応理解が得られた学校というふうに報告をされました。川俣高校は2回の懇談会が開かれたわけですけど、機械科をなくすことについて、私は地元は納得していないというふうに、傍聴した報告も見てそのように受け止めました。でも県教委はこれで懇談会は終わりですと宣告したんです。あれは宣告ですよ。しかも県教委が述べたことは、これは国の方針であり、県はそれを先取りしているんだというふうに述べたということです。

選択と集中という名で、小規模校はなくすというのが総務省の指揮のもとに進められている、地域創生の高校版とも言うべきものだと思います。原発事故に見舞われた本県は、子どもたちも教師も大変厳しい環境の中の学びを強いられてきました。そういう本県だからこそ、国方針の先取りなどではなくて、子どもたち・地域に寄り添った教育環境を整備し、支援することこそ県政の仕事ではないのでしょうか。

県教委がどっち向いて仕事しているんだという声が、いま教育現場からも地域からも上がっているということを指摘をしたいと思います。こうした県民の声を真摯に受け止めるならば、統廃合計画は当然見直すべきだと思います。教育長の見解を伺います。

岩手の県教育委員会は、同じく4クラス以下の高校の統廃合を行おうとしましたが、県議会が見直しを求める県民からの請願を採択し、待ったをかけたことで、独自の基準を作ったという事例もあります。クラス数や生徒数など数値にだけこだわりのではなくて、地域の高校が果たしている役割をしっかりと評価し、小規模校もしっかり存続すべきだと思いますので、教育長の見解を伺います。

最後に原子力損害対策担当理事に伺います。

私が、商工業に移った事業者が返還を迫られているという事例を紹介いたしました。いかに東電の賠償の対応が不誠実であるかを示していると思います。こんなことがまかり通っていいのかという怒りでいっぱいです。

県は改めて東電に対して、そして国に対してしっかりと誠実な対応を、こういう事例をもとにして、しっかりと求めていくべきだと思いますので、改めて見解を伺いたいと思います。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、住民の安全安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、使用済み燃料の県外搬出に向けた取り組みが、国及び東京電力の責任において確実に進められるよう、引き続き、さまざまな機会を捉え強く求めて参ります

原子力損害対策担当理事

再質問にお答えいたします。

原子力発電所事故による損害につきましては、これまでもあらゆる機会を通して国と東京電力に対し、被害者の立場に立った賠償がなされるよう、繰り返し求めてきたところであります。引き続き、東京電力に対し事業者の個別具体的な事情を丁寧に伺いながら、被害の実態に見合った賠償が的確になされるようを止めて参ります

避難地域復興局長

再質問にお答えします。

提訴を検討している世帯につきましては、戸別訪問等によりまして、健康などにつきまして、把握に努めてきたところでございまして、そういった支援が必要な場合につきましては、専門機関と連携を図りながら支援を続けてきたところでございます。

なお提訴につきましては、様々な話し合い、それからその後の調停におきましても、話し合いの進展が見られないということでございますので、今後も話し合いでの解決は困難ということで、やむを得ず提訴の判断に至ったところでございます。

教育長

再質問にお答えいたします。

川俣高校につきましては、今後の学びの内容等について様々ご意見を頂いておりますが、一学級の方向性につきましては、おおむねご理解をいただいているものと認識しております。また県立高等学校前期改革実施計画につきましては、この少子化の中です、子どもたちにより良い教育環境を長期的に提供していくためには、必要な計画だと考えておりますので、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

以上